

豊前市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価

- 豊前市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価（以下「点検・評価」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき実施するものです。

（参 考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 点検・評価は、前年度の事業を対象とします。
- 上記に関連する事業は、事務事業一覧表のとおりです。
- 点検・評価は、事業それぞれについて所管係が点検・評価シートを作成し、目的、内容、達成状況、事業の課題について検討した結果を総合的に判断し、A（期待以上）、B（期待どおり）、C（やや下回る）、D（期待以下）にわけて自己評価を行いました。
- 点検・評価については、教育に関し学識経験を有する第三者に外部評価をしていただきました。
- 点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を豊前市議会（文教厚生委員会）に報告するとともに一般に公開します。
- 点検・評価の結果により、評価の高い事業は引き続き実施し、評価の低い事業は課題の解決や、見直しを検討していきます。

- 点検・評価の流れ

